

これからの教育行政の推進について（報告）

第6回 市長と教育委員の協議

日時：平成27年1月13日（火）午前10時～午前11時30分

出席者：市長、大森教育委員会委員長、林委員、高尾委員、西村委員、教育長ほか

【市長からの課題提起】

- ・ 教育委員会が500校以上をマネジメントするのは、スパン・オブ・コントロールを越えている。
- ・ 教育委員会から、校長に権限をできるかぎり委ねるとともに、区に一定の権限と責任を分担させることが必要である。
- ・ このため分権型教育行政システムに転換すべきであると考えている。



【教育委員会の考え方】

資料「これからの教育行政の推進について」

資料「大阪市における分権型教育行政の制度設計について（基本方針案）」
（大森委員長試案）

【市長の考え】

- ・ 区ごとに会議を設けるとしても、それがサロンになってはいけない。区には一定の役割と責任を委ねるべきである。
- ・ これまでの区担当理事とは異なり、区担当教育次長として、区における教育行政のマネジメント全般に関与できるようにする。
しかし、予算や人事等を全て決められるものではない。市長が教育現場を支配してはならないように、区担当教育次長といえども市長の部下でもあるので、そこはバランスが必要である。例えば、校長人事への区長の関与は、あくまでも意見を述べる範囲で許されるものである。
- ・ 区長の人事評価で、教育行政に関する取組についても評価できるように検討したい。

これからの教育行政の推進について

「現役世代への重点投資」により、教育施策はこれまでになく充実しました。
これらの施策が学校の成果につながるようサポートしマネジメントするため、教育委員会事務局の組織を抜本的に改編するとともに、さらに学校や地域のニーズに合った施策を進めるための仕組みを構築します。

施策が成果を上げられるよう
きめ細かにマネジメントする
必要がある。

学校をしっかりサポートし、きちんとマネジメントする体制をつくります

学力向上に直接関係する施策を総合的にマネジメントする体制をつくります。
併せて、教育センターにカリキュラム改革を推進する体制を設けます。
教職員人事（評価・給与を含む）の制度改革に取り組む体制を整えます。
生涯学習部・中央図書館が一体となり、学校図書館を拠点とした読書活動をサポートする体制を強化します。
障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶためのインクルーシブ教育システムを構築するための体制をつくります。

など

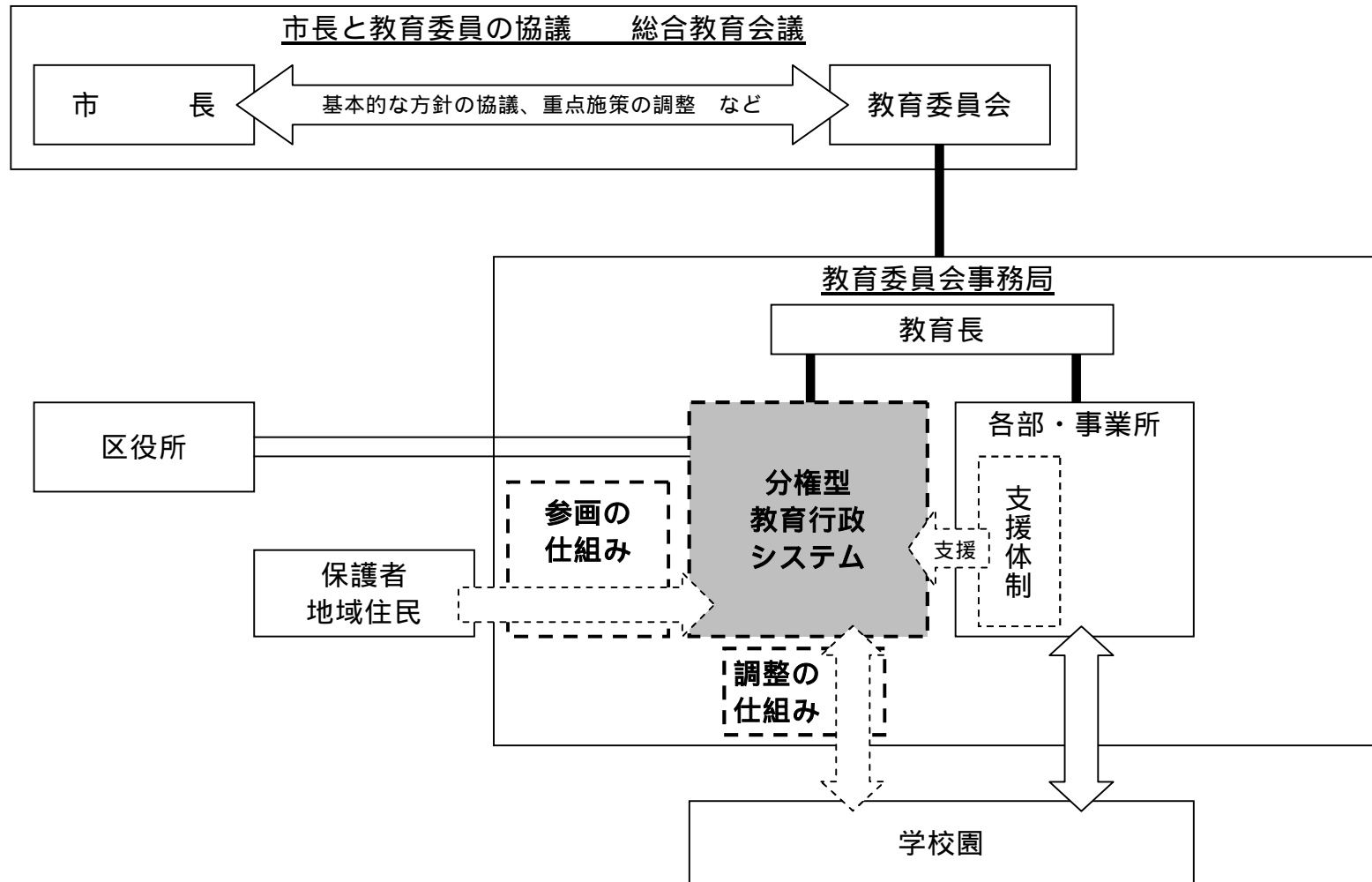
状況が異なる 500 以上の学校を、
教育委員会がマネジメントするには
限界がある。

学校や地域のより近くで、ニーズに合った施策を進めます

校長や保護者・地域住民などの意見・ニーズをくみとるための会議を区ごとに設けます。
区ごとに独自の取組を展開できるよう、分権型の教育行政システムに転換します。

新たな改革を強力に推進するため、その進捗状況を一元的に管理する体制を教育委員会事務局につくります。
この体制では、分権型の教育行政システムが機能を発揮できるよう、区をサポートする役割も担います。

(イメージ)



大阪市における分権型教育行政の制度設計について（基本方針案）

平成27年1月13日

1. 本市のめざす分権型教育行政の基本的あり方

- (1) 「目標」は市長・教育委員会が設定、目標達成の「手段」は区長・学校長が創意工夫。
- (2) 「人事」と「予算」は、「目標」達成とリンクさせるべき最重要政策。
- (3) 地域や学校の環境は多様。学力・生活指導面で課題の大きい区や学校は徹底支援。
- (4) 課題の大きい学校には、予算・人事両面で明示的「ルール」に基づき優先的に支援。
- (5) 各校の成果（目標達成度、現状改善度）を測定し、校長の評価・人事・給与に連動。
- (6) 校長は、自校の成果を上げるため、教職員を評価し、人事権を行使することが必要。
- (7) 成果が上がらない学校については、校長等の人事で刷新を図る。予算は削減しない。
（校長・教職員の責任は問うが、子どもたちの教育条件に不利益を及ぼしてはならない。）
- (8) 区長は、区内の教育改革推進の責任を負い、区内の学校の教育成果や改革状況をモニタリング。
- (9) 教育委員会は、分権型教育行政システムが機能するよう、区をサポート。

2. 分権型教育行政の制度設計のための検討事項

- (1) 全市共通の学校の目標設定及び成果測定

【考慮すべき要件】

- ・測定可能・比較可能な目標指標。目標指標の数は厳選
- ・バランスのとれた目標指標（例：学力・進路実績・問題行動など客観的指標のほか、特別支援教育などに関する満足度アンケート等も）
- ・本市が全市共通で実施することを定めた政策「方針」の実施状況を目標指標に含める
- ・学校・児童生徒・保護者・市民にとっての納得感
- ・校長評価・人事等に連動可能な実効性
- ・成果測定における区の役割

- (2) 学校の成果と連動した校長の業績評価・人事・給与制度の構築
- (3) 校長による教職員人事権の強化、教職員評価の適正化
- (4) 課題の大きい学校を優先的に支援する校長・教職員人事ルール設計
- (5) 課題の大きい学校を優先的に支援する学校予算配分ルール設計
- (6) 校長の予算権の強化（含：予算執行の柔軟化）
- (7) 区長の教育委員会事務局における位置付け（現行は区担当理事）の強化
- (8) 区長の校長評価・人事に対する関与
- (9) 区独自の学校支援予算
- (10) 区長の業績評価への学校の成果の反映
- (11) 各区への教育委員会事務局職員の配置

3. 分権型教育行政への市民参加

- (1) 区における教育改革の推進を協議する仕組み
- (2) 総合教育会議における市民の意見聴取

4. 分権型教育行政への転換スケジュール

- (1) 平成26年度中に制度設計の骨格（基本設計）を策定・公表
- (2) 平成27年度から可能なものは即時実施
- (3) 将来における市政運営の抜本的な状況変化も見極めながら、平成27年度中に制度設計の詳細（実施設計）を策定・公表